

京都市告示第395号

京都市里道管理条例第2条の規定に基づき、里道の路線を次のように指定し、同条例第4条の規定に基づき、次の里道を廃止及び一部廃止します。

当該路線の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成28年11月8日

京都市長 門川大作

(指定里道)

整理番号	名称	起終	点
1	石田里0004号	伏見区石田大受町8番地の8地先 同町7番地の2地先	点

(廃止里道)

整理番号	名称	起終	点
1	醍醐里0086号	伏見区醍醐川久保町18番地の4地先 同町18番地の1地先	点

(一部廃止里道)

1	檜原里0027号	西京区檜原上池田町4番地地先 同上	
2	檜原里0032号	西京区檜原芋峠8番地地先 同町37番地の1地先	

(建設局土木管理部道路明示課)